



厚生労働省

沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

平成27年 7月29日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課 長 幸地光彦

労働衛生専門官 梅澤 栄

電話:098 (868) 4402

職場の「受動喫煙防止対策」

が事業者の努力義務となりました

～平成27年6月1日から～



平成26年6月25日の労働安全衛生法の改正法により、職場での労働者の健康確保のため、平成27年6月1日から**受動喫煙防止対策**が事業所の資本金や常時雇用する労働者の数に関係なく、すべての事業者の努力義務となりました。

現状把握と分析を行い、事業者および事業場の実情に応じ適切な措置をとるよう努めてください。

また、この一環として実施されている「受動喫煙防止対策助成金」制度等の詳細、様式については厚生労働省HPの内容を確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kovou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)

※ 助成金の勧誘に関する注意喚起

最近、「国の助成金を使えば、無料で喫煙室が設置できる」と、業者から喫煙室の設置を勧められたという情報が寄せられています。

国の助成金は工事費の半額(上限あり)を助成するもので、工事費の全額を補助するものではありません。

不審な点がありましたら、沖縄労働局健康安全課(098-868-4402)までご連絡下さい。